

東日本大震災の被災者を対象とする手数料の免除について

1 概要

東日本大震災の被災者に対する生活支援の一助とするため、被災者が必要とする次の各種証明事務手数料について、時限的な免除措置を実施します。

2 免除措置の対象となる手数料

- (1)市税に関する各種証明書
- (2)住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等戸籍に関する証明書 等

3 免除の適用期間

平成23年4月19日から当分の間

4 免除の対象となる方

- (1)については、東日本大震災等の被災地域(注)に住所または、所在地を有していた納税者の方
- (2)については、東日本大震災等の被災地域(注)から川崎市へ転入された被災者(一時避難者を含む)及び川崎市に本籍がある被災者

注：適用開始の日において、災害救助法が適用されている地域で、東京都を除いた地域とする。

(問合せ先)

2(1)について

財政局 税務部 税制課

電話 044(200)2189(内線 25101)

2(2)について

市民・こども局 市民生活部 戸籍住民サービス課

電話 044(200)2734(内線 26401)